○内閣府告示第二百三十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百八十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　国際戦略総合特別区域の名称　京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

二　国際戦略総合特別区域の名称　京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百三十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百八十三号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　岐阜県、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、各務原市及び可児市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町及び安八町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町及び海部郡飛島村、三重県、伊勢市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町並びに名古屋港管理組合並びに三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、富士重工業株式会社、東レ株式会社、中部国際空港株式会社、中部航空宇宙部品生産協同組合、川崎岐阜協同組合、天龍エアロコンポーネント株式会社、アイコクアルファ株式会社、株式会社青山製作所、曙工業株式会社、旭精機工業株式会社、伊藤鉄工株式会社、株式会社エアリス・エンタープライズ、株式会社エアロ、株式会社銀星、株式会社グローバル・アシスト、株式会社小池製作所、株式会社小坂鉄工所、株式会社最新レーザ技術研究センター、株式会社三枝、株式会社三光製作所、三洋機工株式会社、株式会社真功社、シンフォニアテクノロジー株式会社、株式会社関山、株式会社髙木化学研究所、髙木工業株式会社、玉川工業株式会社、株式会社ＴＥＫＮＩＡ、東洋航空電子株式会社、株式会社西村製作所、ピーピージー・ジャパン株式会社、株式会社フジワラ、株式会社放電精密加工研究所、マツダ化工株式会社、株式会社松原製作所、株式会社瑞木製作所、株式会社名光精機、菱輝金型工業株式会社、株式会社和田製作所、渡辺精密工業株式会社、葵工機株式会社、旭金属工業株式会社、今井航空機器工業株式会社、岩戸工業株式会社、イワキ工業株式会社、ＡＰＣエアロスペシャルティ株式会社、榎本ビーエー株式会社、株式会社オイダ製作所、株式会社大橋鉄工所、有限会社大堀研磨工業所、偕行産業株式会社、株式会社加藤製作所、株式会社佐々木製作所、誠和工業株式会社、槌屋ティスコ株式会社、天龍コンポジット株式会社、東邦テナックス株式会社、徳田工業株式会社、鳥羽工産株式会社、ナブテスコ株式会社、日本プレス工業株式会社、早川工業株式会社、株式会社光製作所、瑞浪精機株式会社、株式会社水野鉄工所、メイラ株式会社、株式会社ヤシマ、株式会社和興、ＮＴＮ株式会社、大起産業株式会社、株式会社トピア、株式会社南条製作所、扶桑工機株式会社、三重樹脂株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社三重銀行、株式会社百五銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社第三銀行、岐阜信用金庫、大垣信用金庫、関信用金庫、碧海信用金庫、桑名信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター及び国立大学法人名古屋大学

二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアＮｏ．１航空宇宙産業クラスター形成特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　工場等新増設促進事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百三十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百二十四号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　福岡県、北九州市及び福岡市

二　国際戦略総合特別区域の名称　グリーンアジア国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百四十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百八十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市

二　地域活性化総合特別区域の名称　あわじ環境未来島特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百四十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百九十号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　静岡県

二　地域活性化総合特別区域の名称　ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百四十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百九十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　福岡県、福岡市、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県並びに九州観光推進機構

二　地域活性化総合特別区域の名称　九州アジア観光アイランド総合特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業

○外務省告示第二百三十二号

平成二十五年十二月十五日に東京で署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換は、平成二十六年七月八日にネーピードーで行われた。よって、同協定は、その第二十八条１の規定に従い、平成二十六年八月七日に効力を生ずる。

平成二十六年七月十一日

外務大臣　岸田　文雄